

○佐賀県警察保護取扱要綱

昭和35年 5 月18日

本部訓令第11号

改正 平成28年 9 月30日警察本部訓令第21号

平成31年 2 月22日警察本部訓令第 5 号

令和 5 年 6 月20日警察本部訓令第14号

令和 6 年 3 月25日警察本部訓令第 9 号

第 1 章 総則

(この要綱の趣旨)

第 1 条 この要綱は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）

第 3 条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第 3 条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護を適正に行なうため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第 2 条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあつた者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもつてし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払うものとする。

(保護の責任)

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の生活安全課（係）長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への連絡引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合、その他不在の場合においては、警察署当番責任者（以下「当番責任者」という。）又は署長の指定した者が保護主任者に代わつてその職務を行なうものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令 2、令和5.6本部訓令14]

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあつた者が保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置をとつた場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 精神錯乱者 もよりの精神科病院その他の精神障害者収容施設又は保護室
- (2) 酩酊者 保護室
- (3) 迷い子 交番又は駐在所（もよりに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室）
- (4) 病人又は負傷者 もよりの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要があると認められる場合にあつては、保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮するものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2、31.2警察本部訓令5]

(被保護者の住所等の確認措置)

第6条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当り、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であつて他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることを妨げないものとする。

(事故の防止)

第7条 警察官は、保護に当つては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するものとする。

第8条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることを妨げないものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第7条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

2 前項の措置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じてつとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において立会人を置いて行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者を当該被保護者に係る保護カード（様式第1号）に記載して、その取扱状況を明確にし、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その取引人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、本人に返還できないものは当該関係機関に引き継ぐものとする。

第10条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することを妨げないものとする。

（異常を発見した場合の措置）

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告するものとする。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、署長はこれが発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とするものとする。

3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があつた場合であるときは、署長は、その状況を直ちに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にもあわせて通知するものとする。

（保護解除の措置と関係機関への引継）

第12条 保護主任者は、保護の必要がなくなつたときは、速やかに解除の措置を取り引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次の各号の定めるところにより、措置するものとする。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であつても同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2、13.12本部訓令34、26.3本部訓令10]

第3章 保護室

（保護室の設置）

第13条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して保護に当らせるものとする。

（保護室の構造設備等の基準）

第14条 保護室の設置に当つては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置場と別個に設けること。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) とびら、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例措置)

第15条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用するものとする。

本条…一部改正 [平成26.12本部訓令26]

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第16条 24時間をこえて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護許可状申請書(様式第2号)により保護主任者が署長の指揮を受けた上行なうものとする。

本条…一部改正 [平成13.12本部訓令34]

(簡易裁判所への通知)

第17条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、保護取扱通知(様式第3号)により毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における事件について、行うものとする。

本条…一部改正 [平成13.12本部訓令34]

(保健所長への通報)

第18条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第23条の規定による都道府県知事への通報は、保護通報(様式第4号)により、また酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、アルコール慢性中毒者通報(様式第5号)により行うものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2、13.12本部訓令34、26.3本部訓令10、31.2警察本部訓令5]

第5章 雑則

(保護カード)

第19条 保護主任者は、被保護者について、保護カードを作成し、事件の内容を明らかにしておくものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令 2、13.12本部訓令34、31.2警察本部訓令 5]

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第20条 警察官は、被保護者が非行少年(少年法第3条第1項各号に該当する少年をいう。)

又は不良行為少年であることが明らかになった場合は、当該少年について適切な補導を行なうものとする。

- 2 警察官は、被保護者が保護者に監督保護させることが不適当と認められる児童であることが明らかになった場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

本条…一部改正 [平成28.9警察本部訓令21、31.2警察本部訓令 5、令和6.3警察本部訓令 9]

(被保護者と犯罪の捜査等)

第21条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年法第3条第1項第2号の触法少年若しくは同項第3号のぐ犯少年であることが判明するにいたった場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。

- 2 被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなつた場合においても、また同様とする。

第6章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第22条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2) 少年法第13条第2項(同法第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項、第90条第5項及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項、第79条第5項の規定により、少年院の長又は少年鑑

別所の長から連戻しのための援助の求めを受け、逃走した者等を連れ戻す場合

(5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合

本条…一部改正〔令和6.3警察本部訓令9〕

2 前項の場合においては、第3条、第7条から第11条まで、第13条第2項及び第19条の規定を準用するものとする。

本条…一部改正〔平成31.2警察本部訓令5、令和6.3警察本部訓令〕

附 則

この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。

附 則（昭和36年9月25日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日本部訓令第34号）

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日本部訓令第26号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成31年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成31年2月27日から施行する。

附 則（令和5年本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の各訓令に規定する様式によるものとみなす。

3 この訓令による改正前の各訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 6 年本部訓令第 9 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

(甲)

署 長	副 署 長	刑 事 官	課 長	係 長	主 任	係	当番責任者
保 護 カ ー ド						年・取扱警察署・事案番号	
						階級・取扱者氏名 ㊟	
保護の種別 (法的根拠)	1 精神錯乱者		2 泥酔者		警 職 法 第 3 条 第 1 項 第 1 号		
	3 迷い子		4 病人、負傷者等		警 職 法 第 3 条 第 1 項 第 2 号		
	5 酩酊者				酩 酊 者 規 制 法 第 3 条		
	6 精神科病院無断退去者				精 神 保 健 福 祉 法 第 39 条 第 2 項		
	7 その他()						
被保護者	本籍・国籍				連絡先		
	住所				生年月日・年齢		
	職業				性別		
	氏名(漢字)				氏名(フリガナ)		
	異名の有無				異名(漢字・フリガナ)		
	身体特徴等	人相・着衣					
		外傷・被服の損傷等					
		認知症の疑い					
	発見日時						
発見場所							
発見の端緒		1 警察官発見 2 一般人等からの連絡 3 被保護者の家族、知人等からの連絡 4 保護関係機関からの連絡 5 本人からの願い出 6 その他()					
発見時の状況 及び保護を必要 と認めた理由							
保護期間	保護開始時間						
	本署到着時間						
	保護室等収容時間						
	保護解除時間 (引渡・引継)						
保護期間 の延長	延長の有無						
	(延長有りの場合) 延長の理由		1 引取者(不明・未着) 2 酔いが覚めない 3 身元不明 4 引渡手続中 5 その他()				
	許可状発付裁判官		簡易裁判所裁判官				
	延長期間		自 から 至 まで				
保護の場所		1 警察署 (☐ 保護室 ☐ 宿直室 ☐ その他の場所—) 2 交番(駐在所) 3 その他()					

年・取扱警察署・事案番号
被保護者氏名

(乙)

保管金品の明細	預 り 欄					返 還 欄			
	金 品	員数(金額)	預入月日	預入者印	保管者印	返還月日	受領者印	預入者との関係	返還者印
	立 会 人 氏 名				取 扱 者 氏 名				
食 事	月 日	/	/	/	/	/	/		
	朝 食	円	円	円	円	円	返 済	未 返 済	
	昼 食	円	円	円	円	円			
	夜 食	円	円	円	円	円			
身柄の措置		1 家族・知人等 2 公衆衛生・公共福祉機関 3 公の機関 4 解除							
23条通報の有無 有の場合の日付・措置		1 措置入院(緊急措置含む) 2 その他入院 3 その他							
簡裁への通知		年 月 日 (文書番号 号)							
引 取 書 保護されていた_____は、私が責任を持って引き取りました。 引取者住所_____ 続柄_____ 職業_____ (フリガナ) 氏名_____ 印 連絡先_____									
記 事									

様式第2号(第16条関係)

年 号	
保 護 許 可 状 申 請 書	
簡 易 裁 判 所	年 月 日
裁 判 官 殿	
警 察 署	
階 級	㊟
下記の者を引き続き保護することを許可されたい。 記 1 被保護者の氏名、年齢、住居、職業 氏名 年齢 年 月 日生(歳) 住居 職業 2 保護延長を求める期間 自 年 月 日 午 時 分から 至 年 月 日 午 時 分まで 3 保護の場所 4 最初の保護開始の日時 年 月 日 時 分 5 保護延長を必要とする理由	

様式第3号(第17条関係)

第 号
年 月 日

簡易裁判所 御中

警察署長

保 護 取 扱 通 知

（ 自 年 月 日
至 年 月 日 ）

被 保 護 者		保護の 理 由	保 護 日 時	引 渡 日 時	引 渡 先	
氏 名(年齢)	住 所				住 所	職業氏名

様式第4号(第18条関係)

第 号
年 月 日

佐 賀 県 知 事 殿

警察署長

保 護 通 報

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条により次のとおり通報する。

精神 障害 者	住 所		引 渡	日 時	
	氏 名			引渡先	
	生年月日		保 護 者	住 所	
保護日時		氏 名			
保護場所		続 柄			
保 護 の 理 由					
備 考					

様式第5号(第18条関係)

第 号
年 月 日

保健所長 殿

警察署長

アルコール慢性中毒者通報

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定により次のとおり通報する。

中毒者の住居 職業、氏名 生年月日	
保護日時	
保護理由	
保護場所	
引渡(釈放)日時	
引 渡 先	
アルコール慢性 中毒者又はその 疑いがあると認 めた理由	
保護者の住居 氏名、続柄	
参 考 事 項	

様式第 1 号（第 9 条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕、全部改正〔平成13.12本部訓令34、31.2
警察本部訓令 5〕、一部改正〔令和5.6本部訓令14〕

様式第 2 号（第16条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕、全部改正〔平成13.12本部訓令34〕

様式第 3 号（第17条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕、全部改正〔平成13.12本部訓令34〕

様式第 4 号（第18条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕、全部改正〔平成13.12本部訓令34、26.3
本部訓令10〕

様式第 5 号（第18条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕、全部改正〔平成13.12本部訓令34〕